

『古事記』底本の変遷

——本居宣長『訂正古訓古事記』から真福寺本古事記へ——

及 川 智 早

一、始めに

我々が、和銅五（722）年に成立したと考えられる『古事記』を研究する際、原本は散佚していて閲覧など望むべくもないのであり、何らかの写本・版本類に頼らざるを得ないが、原本が存在しないのであるから、当然そこには、異文、誤記、脱落等多くの問題を抱え込まざるを得ない。

そして今日、古事記の底本を考えるにあたっては、応安四年から五（1371-1372）年にかけて僧賢諭によって筆写された、最古の写本である真福寺本が多く採用されているという状況がある。ざっと見渡しても、

- ◎武田祐吉譯註『古事記』角川文庫 昭和三十一年（新訂版）
〔中村啓信補訂〕昭和五十二年
- ◎神田秀夫・太田善磨校註『日本古典全書 古事記』朝日新聞社 昭和三十七・三十八年
- ◎倉野憲司編（担当 小野田光雄）『校本古事記』古事記学会

藏版 昭和四十年

- ◎丸山二郎著『標注訓読 古事記』吉川弘文館 昭和四十年
- ◎尾崎暢映著『古事記全講』加藤中道館 昭和四十一年
- ◎神田秀夫校註『新注 古事記』大修館書店 昭和四十三年
- ◎尾崎知光編著『古事記 全』白帝社 昭和四十七年
- ◎西宮一民編『古事記』桜楓社 昭和四十八年
- ◎荻原浅男校注・訳 日本古典文学全集『古事記・上代歌謡』小学館 昭和四十八年
- ◎小野田光雄校注 神道大系 古典編『古事記』神道大系編纂会 昭和五十二年
- ◎曾倉岑・金井清一著 鑑賞日本の古典『古事記』尚学図書 昭和五十六年
- ◎青木和夫・石母田正・小林芳規・佐伯有清校注 日本思想大系『古事記』岩波書店 昭和五十七年
- ◎金井清一校注・訳 日本の文学 古典編『古事記』ほるぷ出版 昭和六十二年

◎ 山口佳紀・神野志隆光校注・訳 新編日本古典文学全集

『古事記』小学館 平成九年

等の諸本が真福寺本を底本として用いている。

それに対して、『古事記大成 本文篇』（倉野憲司担当 原文・校異・書き下し文 平凡社 昭和三十二年）と倉野憲司校注 日本古典文学大系『古事記 祝詞』（岩波書店 昭和三十三年）が、一貫して底本を本居宣長の『訂正古訓古事記』に求めており、高木市之助・富山民藏編『古事記大成 索引篇』（平凡社 昭和三十三年）が、同じ古事記大成のシリーズであるにもかかわらず、底本に、本居豊類・井上頼園・上田萬年校定標記『校定古事記』（皇典講究所発行 明治四十四年）を採用している。また、西郷信綱著『古事記注釈』（平凡社 昭和五十年）は、『古事記伝』（天保十五年甲辰九月再校本）を底本として採用しているのが異なっている。

ただ、やはり、真福寺本が底本として使用される頻度が高いことは歴然としているのである。

最古の写本であるから底本として採用せられるのは妥当なところ、と考えることができようが、しかし、真福寺本が古事記の底本として採用されるようになったのは、実は、それほど以前でもなく、絶対的な善本として規制力を持つものでもないようである。

それらの経緯を現時点において、本稿は明らかにしていこうと思う。それは、我々の、現在標準的に手にするテキストがどのような経緯を経てそこにあるもののかを問うことであり、決して軽視することができない問題であると思われるからである。

二、真福寺本底本以前

周知のように、古事記の研究は、江戸期の荷田春満、賀茂真淵より起こり、その本格的なものは江戸時代後期の本居宣長を嚆矢とするわけであり、その著書『古事記傳』（寛政九（1797）年巻十七（上巻分）まで公刊、文政五（1822）年巻十八以下（中下巻分）公刊）と『訂正古訓古事記』（享和三（1808）年十月発行。宣長没の二年後）は、その後の研究に多大なる影響を現時点においても与え続けていると言つて良いであろう。

つまり、その後の明治・大正・昭和の古事記の註釈書、研究書が、解釈の多くを『古事記傳』に拠り、本文に『訂正古訓古事記』を採用してきたのである。

しかし、その宣長が参照し得た写本・版本類は、「寛永版本、延佳本、村井本、真福寺本の転写本、その他一、二本にすぎず、彼はその資料不足を博識と深い洞察力によって補つたのである」とされる如く、完全とは言い難い状況であり、最古の写本である真福寺本に關しても、原本を見ることが叶わずその転写本に拠つていることは当然問題となるのであつた。

さらに、注意を要するのは、『古事記傳』と享和三（1808）年発行の『訂正古訓古事記』が必ずしも一致していない、ということである。

底本に『訂正古訓古事記』を採用した『日本文学報国会編集 國民古典全書 古事記・祝詞・宣命』（古事記担当 澤瀉久孝 朝日新聞社発行 昭和二十年）解説には、「しかし、底本は決して『古事

「記傳」の儘ではない。本文の異同は極く尠いが、訓の方では清濁を訓み換へたり、読み添へを加除したりして種々意を用ゐ、宣長の学究的態度には今更ながら頭の下がるのを覚える。尤も「古事記傳」の説の儘でよいと思はれるものもあり、彫工の彫り違ひもあつて却つて悪くなつた處もある。：「古事記傳」の本文と同じく古訓本は何を底本としたか不明である。従つて刊本寛永本が兼永本の一流と推定されるのとは違つて、度会延佳の「鼈頭古事記」と共にその系統的地位は不明である。：がその反面宣長の説に従ふべき点は、枚挙に遑なく、その系統的価値はななくとも一応読める「古事記」として劃期的なものであつた。今日でも定本視されてゐるのは無理ならぬことである」とあり、「古事記傳」と「訂正古訓古事記」の本文や訓が同じではないことを指摘しているが、それを例証を挙げ、精密に究明したのは小野田光雄氏であつた。

小野田氏は、本文については、「訂正古訓古事記の上巻は、記傳の字体を踏襲し、中下巻は、延佳本の字体を踏襲したものである」とあり、「古訓古事記の訓は、記傳完結当時の、宣長の言語意識によつて付せられたものと見てよい。そうして、本文の場合のよくな、上巻、中下巻の差異は、訓には認め難い。又、宣長生前の付点の部分と、没後の、前記六十丁との間にも、それと指摘し得る差異は認め難い」とするのであり、中下巻本文が度会延佳の鼈頭古事記によつたのは、刊行元の河南儀兵衛が当時延佳本の板元であつたから、板下筆人に延佳本を使わせたと推測している。

*

*

加えて、「訂正古訓古事記」は、享和三(1808)年発行の後、多くの需要があつたため、いくつものヴァージョンが存在しているという状況がある(先述(注5)の勉誠社文庫本小野田解説によると五類十数種)。

山田孝雄校閲「古事記諸本解題」には、「享和三、本居宣長訓長瀬眞幸の撰に成る「古訓古事記」を訂正せるものなり。其の一例を挙げれば序文中の「以注明意況易解」を「以注明、意況易解」と改刻したるがごときなり。奥書には、明治三年庚午四月二日刻、明治四年辛未九月刻成。京師書肆花屋町油小路東へ入町、永田調兵衛と見えたり。又明治七年六月四刻を行ふ。それには中山繁樹の跋あり」と明治四年改刻の「訂正古訓古事記」の存在が記されている。また、青木周平氏も、享和三年版と明治四年版を比較検討し、明治四年版は、「古事記傳」本文を参照して享和三年版の誤字を正したものであることを指摘している。

*

*

このように、「古事記傳」と「訂正古訓古事記」には相違があり、「訂正古訓古事記」自体にも、明治四年の改訂があつて、つまりはいくつかのヴァージョンが存在していることが、先学の究明によつて明らかにされているわけである。

そのような状況下で、宣長没後、明治、大正、昭和初期を通して、多くの校本・注釈書・研究書が底本等に「古事記傳」及び「訂正古訓古事記」(宣長本文)を採用している(いくつかの改変を施しているにしても)のであり、宣長の影響力が如何に大きなものであつたかが窺える。

それらのいくつかを挙げてみるならば、

◎三輪田元綱校合「古事記」明治三年（底本「訂正古訓古事記」）

◎村上忠順「古事記標註」明治七年（底本「訂正古訓古事記」）

◎植松茂岳等「校正古事記」明治八年 名古屋徳川家藏版

（底本「訂正古訓古事記」）

◎敷田年治「古事記標註」明治十一年 森吉兵衛出版（底本「訂正古訓古事記」）

◎皇典講究所水總會編纂「古事記講義」

明治二十五年（底本「訂正古訓古事記」）

◎「國史大系 古事記・舊事本紀・神道五部書・釋日本紀」

經濟雜誌社 明治三十一年（底本「訂正古訓古事記」）

◎井上頼文校註「校註古事記讀本」小川尚栄堂 明治三十一年（本文「訂正古訓古事記」）

◎本居豊穎・井上頼園・上田萬年校定標記「校定古事記」皇

典講究所發行 明治四十四年

◎物集高量註 新釋日本文学叢書「古事記 大鏡 水鏡」廣

文庫刊行會 大正七年

◎幸田成友校注「古事記」岩波文庫 昭和二年（底本「訂正古訓古事記」）

◎植松安校註「要註國文底本総聚 古事記」廣文堂 昭和三年（底本「訂正古訓古事記」）

◎塚本哲三校訂「古事記 祝詞 風土記」有朋堂文庫 昭和三年

◎笠原節二著「古事記新註」文学社 昭和四年（原文「訂正古訓古事記」）

◎橘文七著「精要古事記詳解」昭和八年 新進社書房（古事記傳）

◎大塚龍夫著「三體 古事記全釋」大倉廣文堂 昭和十年

（譯文及び原文「訂正古訓古事記」）

◎石村吉甫校訂「原文旁訓 古事記」雄山閣文庫（雜誌「古

典研究」付録）昭和十一年十月

◎佐野保太郎著「新解古事記」育英書院 昭和十四年（本文

と訓「訂正古訓古事記」）

◎日本文学報国会編纂「國民古典全書 古事記・祝詞・宣

命」昭和二十年（底本「訂正古訓古事記」（昭和三年版））

等がある。他に、国学ではなく仏教的立場の解釈をとるものに、

◎多田孝泉著「略解古事記」和泉庄次郎版 明治七・八年

があるが、これも、「今此記の略解をものするにつきては宣長が

真心をつくせし古訓本によれり」とあり、国学系の研究者以外に

も宣長の影響の絶大であることが窺える。

三、底本に眞福寺本古事記を採用せるもの

青木周平氏は、「現在のテキスト・注釈書類は、底本として眞福寺本を用いる傾向が定着している。それは、小野田光雄氏などによる眞福寺本の再評価に拠る所が大きいと思われるが、眞福寺本を底本として用いるようになったのは、そう古いことではない。管見によれば、藤村作「古事記」（至文堂、昭4・4）の例言

に、「本書は名古屋真福寺寶生院所蔵の國寶「古事記」を底本とし、他の數種の寫本刊本を以て校合したものであります」とあるのはよい。つづいて中島悦次「古事記評釋」(山海堂出版部、昭和五年)があるが、世上に流布した点でいえば、黒板勝美「古事記」(新訂増補國史大系第七卷所収、昭十一年)の影響も無視できない。ともかく、真福寺本が宣長の本文より重視されはじめる時期として、昭和初期をまず押さえておきたい⁽¹⁸⁾とされていて、その方向性は首肯できると思われる。

ただ、私見に拠れば、真福寺本の重視と校本等への採用時期は、もう少し遡ることができそうである。

真福寺本の重要性を説いたものとしては、まず、菅政友の「真福寺本古事記由来考」(明治十六年癸未四月二十日稿)が挙げられる。

ここでは、「何レノ本毛語ノ脱タル字ノ誤レルナド、イトミダリガハシキニ、尾張ノ眞福寺ナルハ、古クヨリ傳ヘ來ヌル本ニテ、誤レルフシモ脱タル語モ少ナケレバ、本居鈴屋ノ傳ニモ、此本ヲ主トハトリタレド、ソノハタ此本書ヲ見シニハアラデ、其ヲ寫シタルモノニヨラレシト覺シケレバ、ミダリナルコトモ多キゾカシ、コノ古事記ハ、寫シコソ應安ノナレ、モト文永ノ者ナレバ、文永本トセシモ誣タリトハイフベカラズ⁽¹⁹⁾」とあり、続いて、「カカル古書ラバカノ石板トイフモノニ寫シテ、遍ク世ニ傳ヘタラシカバ、亦コヨナキ實ナランヲ、勢ナク力ナキ身ニテハ、ソレハタ如何ニカハセン⁽²⁰⁾」と、明治期にその複製を意図して果たせなかつたことが述べられている。

そして、その真福寺本古事記がはじめて複製されたのは、大正十四年、古典保存会の刊行によるものであった。その解説において、山田孝雄氏は、「本書は従来極めて名高かりしに反して之を資料として真に研究せる者あらざりしは要するに容易に座右に置く得ざりしに由る。今本會はすべて原本の真面目を傳へむを期せり。學者まさに信をおいて可なり。大正十四年三月十五日 山田孝雄識」と、その刊行を高らかに宣言する。

そして、この古典保存会による真福寺本の複製が、宣長本文から真福寺本重視への大きな転換点となつたと考えられる。この後、陸統と真福寺本を底本等に採用するものが刊行されはじめるのである。

その早いものとしては、望月世教著「新譯古事記」(春秋社)が挙げられる。

これは、大正十四年五月十五日発行の小型本であり、原文なしの現代語訳本であるが、その巻頭において、「本書の採つた本文は古典保存会影寫の眞福寺本に依り、寧ろ本居翁の「古訓古事記」及び「古事記傳」を参考すると云ふ態度を取つた。又便宜上「國史大系」本及び井上頼文氏の「標註古事記読本」をも参照した」とあり、そこには、真福寺本を主とし、宣長本文を従とする明確な転換が見られる。

さらに、正宗敦夫編纂「日本古典全集 古事記」(昭和三年)が、「古典全集に古事記を収むるに當りては「眞福寺本」を底本にした。菅政友が石版にて出版したいと希望せられたのが、山田、橋本先生其他の尽力で古典保存会からコロタイプ版にて成つ

て今は人々が自由に研究することが出来るやうに成つたのは学会の大幸で有る」と、底本に真福寺本を採用している(ただし、訓み下し文は訂正古訓古事記を使用)。

そして、藤村作編「古事記」(至文堂 昭和四年)の例言にも、「真福寺本の価値は学会に周く認められながらも、本居宣長の古訓古事記の勢力に圧倒せられて、流布する機会がありませんでした。本書は其の珍らしい真福寺本を出来る限り忠実に始めて活字に移したものであります」とある。

ただ、中島悦次著「古事記評釋」(山海堂出版部 昭和五年)の例言には、「本書の原文は尾張國名古屋の眞福寺に藏される「応安三年(三年は誤であらうこと)と解題に語る通りである)僧賢瑤書古事記三帖(所謂眞福寺本又は大須本)によつて収め、たしかに誤と認められる箇所は古訓古事記・校訂古事記・國史大系本・校定古事記その他の諸本によつて校訂を加へて、私によいと信じられるものを本文に立てた。明かにその誤と認められるもの以外は出来る限り眞福寺本を基にしたので、従来の古訓古事記本意の系統の原文から思ふと幾分相違する箇所のあるのは止むを得ないことと思ふ」とあり、未だ、当時の主流が古訓古事記であつたことも窺える。

また、黒板勝美編輯「新訂増補國史大系 古事記・先代舊事本紀・神道五部書」(吉川弘文館 昭和十一年)も凡例に、「舊輯國史大系第七巻には古訓古事記を底本とし、谷森善臣翁が伴信友、山田以文、山根輝實等の比較本に據り、更に増補校訂せる本を以て標註訂正を加へ、之を収めしが、今こゝに名古屋眞福寺文庫本を

底本とし、これを文学博士松井簡治氏所藏伊勢本、御巫清白氏所藏本、前田侯爵家所藏本、京都猪熊信男氏所藏本、京都市賀茂賀茂別雷神社所藏本等の古寫本及び寛永二十一年板本、度会延佳釐頭古事記、本居宣長古事記傳及び古訓古事記、田中頼庸校訂古事記、谷森善臣校訂本等を以て校合を加へ」たとしている。

* * *

さらに、宣長本文から真福寺本重視へという流れは、同一著者による底本の変遷にも見て取れる。

次田潤氏の「古事記新講」は、大正十三年に、明治書院より刊行されたが、そこには、「原文として揚げたものは、暫く古訓本(古訓古事記)を原據とし、田中頼庸の校訂本、本居・井上・上田三博士の校定本、其の他の諸本の異説を参照して」とあり、真福寺本には触れられていないのだが、次の、大正十五年に刊行された「校註古事記」(明治書院)では「原文も亦、古事記傳及び古訓古事記を底本としたのであるが、最古の写本である眞福寺本と対校して誤を正し、なほ前記の田中頼庸校本以下の諸書、其の他度会延佳の釐頭古事記、寛永本古事記以下の諸刊本を参考して訂正したところが多い」とあり、ここで眞福寺本が重要視されているのは、明らかに、大正十四年に古典保存会から眞福寺本古事記(複製)が出版されたものを参照した成果であると考えられる。

そして、さらに解題において次田氏は、「今後は此の眞福寺本を底本とし、広く異本を対校して、一の底本を造らなければならぬ」と述べており、その後、次田氏は、昭和七年発行の「古事記」(文部省藏版 日本思想叢書第五輯 大日本教化圖書株式會社)にお

いて、「眞福寺本には誤脱もあつて、必ずしも善本とは言へないのであるが、現在の所では之を底本として、本文の研究を進めるより外はない」とし、続けて昭和十五年に刊行した「古事記新抄」(明治書院 原文なく書き下し文のみ)においては、例言に「本書の本文は眞福寺本を底本とし、道祥本(伊勢本) 春瑜本(伊勢一本) 前田侯爵家本、本居宣長訓の「古訓古事記」、敷田年治の「古事記標註」、田中頼庸の「校訂古事記」、その他を以て校合したものを、書き下し文に書き改めたものである」と記し、最終的に底本を眞福寺本へと移行させているのである。

四、昭和戦前・戦中期における底本の採用状況

底本の主流が宣長本文から眞福寺本へと移行する道筋は、しかし決して単純な、直線的なものではない。

先述した昭和五年に刊行された中島悦次著「古事記評釋」の例言に、「明かにその誤と認められるもの以外は出来る限り眞福寺本を基にしたので、従来の古訓古事記本意の系統の原文から思ふと幾分相違する箇所のあるのは止むを得ないことと思ふ」(傍点論者)と眞福寺本を重視し、宣長本文を採用しないことへの言い訳や遠慮ともとれる言辞がみられることは、昭和初期という時点において、宣長本文が如何に確固とした權威を有していたかの証左となっている。

また、大正十四年の古典保存会による眞福寺本の複製刊行により、眞福寺本を重視し、底本として採用する流れが確実に起こった後においても、先述した宣長本文を採用した注釈書・校本・

研究書類の刊行年次を確認すると、宣長本文を採用したそれらが多く刊行されていることがわかる。

底本の移行については、当然従来の価値観の変更を迫るものであり、そこには多くの抵抗・葛藤が惹起されると考えられ、それには相應の期間が必要であろうことは予測されるところである。ただ、眞福寺本は、当の宣長も重視していた如く、その本文の価値は以前より汎く知られ評価もされていたのであり、これにしては底本移行の速度は緩やかなようにもみえるのであり、これについては、著者・校註者の純粋な学問的価値判断だけではなく、當時の時代状況が関与している可能性をも考慮すべきかも知れない。

昭和初期以降、我国は天皇を頂点とする全体主義国家として、より右傾化の道を辿り、「古事記」・「日本書紀」は神典として神聖化され、天皇支配の正統性を主張するものとして利用されたことは、「古事記」に関しても、昭和期に入り、明らかに「古事記」関連書籍の刊行点数が増加している状況に明らかである。

それは、先述した宣長本文を採用した注釈書・校本・研究書類の列挙にも窺えるが、「古事記研究文献目録 単行書篇」によると、「古事記諸本 本文」項目においての刊行点数は、明治期十一、大正期二、昭和戦前・戦中期(昭和元年から昭和二十年敗戦まで)十二であり、昭和の戦前・戦中二十一年間に刊行された点数は、明治期をほぼ上回る程度であるが(それでも明治期は四十五年間あり、昭和戦前・戦中期はその半分の期間しかないことを考えるとその出版点数は多いともいえる)、次の「古事記諸本 訓読本」項目で

は、明治期九、大正期七、昭和戦前・戦中期十四であり、さらに、「古事記諸本 口語訳」項目では、明治期二、大正期三、昭和戦前・戦中期十四であって、明らかに、明治期・大正期に比較して、昭和戦前・戦中期の古事記関連書籍の刊行点数が多いことがわかる。そして、その中でも特に「口語訳」の出版点数が、昭和の戦前・戦中期において他の時代より突出しているものであり、これらが学術的方面へ目を向けているというより、「古事記」の内容（天皇の国土統治の由来とその正統性を語るものであること）の一般大衆への啓蒙・普及を主目的として刊行されたことは明らかであらう。

そのような時代状況において、本居宣長という国学者の背後にみられる尊皇思想的要素が、底本選択に際して微妙に影を落としていたということも充分考えられよう。⁽²³⁾

そして、昭和二十年一月という最終的な局面において発刊された、日本文学報国会編纂「國民古典全書 古事記・祝詞・宣命」という学術的書物が、真福寺本を捨て、「訂正古訓古事記」を底本に据えたことも、当時の時代思潮を色濃く反映しているであろうことは疑えないところであらう。

しかし、先述したように、真福寺本古事記を底本とした藤村作編「古事記」（昭和四年）、中島悦次著「古事記評釋」（昭和五年）、黒板勝美編輯「新訂増補國史大系 古事記・先代舊事本紀・神道五部書」（昭和十一年）、次田潤校訂解説「古事記」（日本思想叢書昭和七年）、同編「古事記新抄」（昭和十五年）が刊行され、笛木謙治著「新譯古事記」（ロゴス書院 昭和七年）のように、「訂正古

訓古事記」のなかに一部真福寺本古事記が混在するものも刊行されていること⁽²⁴⁾から、昭和戦前・戦中期における底本の採用状況は、宣長本文が主流を占めながらも、真福寺本が底本として採用されはじめ、その影響を受けたと考えられるものも刊行されていくという混然とした状況であったといえる。

*

*

そして、冒頭に記したように、敗戦後、一部の例外を除いて真福寺本が底本の殆どを占めるという状況に至ったのであるが、これについては、底本研究の深化・精緻化により、真福寺本の優位性がより明らかになったということであろうが、加えて「古事記」の底本選択において、その学問的価値判断以前に、旧体制の尊皇思想を体现していると目された本居宣長の著作（本文）が（意識的であれ、無意識的であれ）敬遠され、排除されるという戦後の状況が存在し、それが真福寺本の底本採用を背後から後押ししたような格好になったと考えるのは穿ちすぎであらうか。

注(1) 小野田光雄「訂正古訓古事記考」——「古事記 釋日本紀 風土

記の文献学的研究」続群書類従完成会 平成八年（初出は「國學院雑誌」第五八巻四号、一九五七年）を参照のこと。

(2) (1)と同。

(3) 尾崎知光「校正古事記」と尾張藩の古事記研究——「古事記考説」一九八九年 和泉書院 所収。

(4) (1)と同（七十八・八十四頁）。

(5) 本居宣長著 小野田光雄解説「訂正古訓古事記 下」解説十六頁 勉誠社文庫 昭和五十六年。

(6) 山田孝雄校閲「古事記諸本解題」四十三頁 國幣中社志波彦神社・鹽竈神社発行 昭和十五年。

(7) 青木周平「テキスト・注釈書類の研究史(明治初期)」——「古事記研究」歌と神話の文学的表現」(おうふう 平成六年)。

(8) 井上頼國著「古事記考」(明治書院 明治四十二年)、青木周平「明治期の古事記研究」——古事記研究大系「古事記の研究史」(高科書店 一九九九年)を参照のこと。

(9) 大久保正「近代の古事記研究」——「古事記大成 研究史篇」平凡社 昭和三十一年、尾崎前掲論(注3)を参照のこと。

(10) 大久保前掲論(注9)、青木前掲論(注7)を参照。

(11) 明治四十四年の古事記記念祭(於靖国神社)に連動して発刊されたものである。詳細は、拙稿「近代に於ける「古事記」「日本書紀」に関する記念会・展覧会について」(明治期の古事記記念祭と昭和十八年の古事記展覧会を中心に)——古事記研究大系「古事記の研究史」(高科書店 一九九九年)を参照のこと。その本文は多くの諸本を以て校訂されているが、訓は訂正古訓古事記に拠っている。

(12) 原文無く書き下し文のみ。「今通説に便せんが為、本居宣長翁の古訓を基礎とし、多少修正を加へて、假字交文に書き改む」とある。

(13) 解題に、「當文庫本も實に古訓古事記を底本としたのである」とある。本書は、昭和十二(一九三七)年に改訂版が刊行されているが、その解題に、「尚本文庫「古事記」は、昭和二年八月初版を發行したものであるが、ま、意に満ため点があるのでそれを絶版とし、巻頭「改正版凡例」に示す方針によつて全く新に読み改め、之を岩波文庫定本として世に送る次第である」とし、その凡例では、「歌の萬葉仮名は平仮名に改めた上、適宜「古事記傳」に據つて漢字を當てた」、「底本に於て、寫本の寫し誤りとして訓み文を改められてあるものは、「古事記傳」に據つて文字をも正した」と、「古事記傳」に沿つた内容であることが強調されている。

(14) 緒言に、「本居先生が畢生の心血を灌ぎて成れる古訓古事記と古事記傳とに基きて、原文に対する直訳文を作り」とする。

(15) 自序に、「余は……古事記傳の忠實な僕であり、克明な傳達者であり得れば、わが志願は足りるのである」として、「古事記の古事記たる価値を藏する神代の巻は一語も洩らさず全部を収め、それ以後は、比較的文学的価値の多いと思われる神武、景行の巻だけに止めた」とする。本書はその後、全て同文ながら、「自学自習 古事記新釋」(金鈴社 昭和十一年)と書名と出版社を変更して刊行されている。

(16) 「本書は古訓古事記を原據とし、眞福寺本を始め各古本刊本にては、國史大系本・次田潤氏著古事記新講等の異説を参照し改訂を加へたり」とする。

(17) その中で、考えておかなければならないのは、谷森善臣の研究である。谷森善臣(文化十四(一八一七)年生まれ、明治四十四年没)は、伴信友の教えを受けた国学者であるが、その特徴として、「善臣の古事記研究が、宣長の影響が絶大であった幕末から明治へという時期であることを思えば、彼が眞福寺本を最も重視したことは、第一に指摘せねばなるまい」(青木周平「谷森善臣の古事記校訂研究」——「古事記研究」歌と神話の文学的表現」(おうふう 平成六年)という指摘がある)。

(18) その谷森善臣校訂の影響下に多くあると考えられるものに、先述した「國史大系 古事記・舊事本紀・神道五部書・釋日本紀」(經濟雜誌社 明治三十一年)や、「校訂古事記」(田中頼庸校 明治二十年)があるという(青木前掲書)。

(19) 菅政友「眞福寺本古事記由来考」(明治十六年癸未四月二十日稿)——「菅政友全集」明治四十年十一月所収。

(20) (注19)と同。

(21) 昭和二年刊行の植松安編「校註日本文学大系 古事記・風土記・祝詞・壽詞・宣命・高橋氏文・日本書紀神代卷」(國民図書株式会

社 但し、今回は昭和十二年（誠文堂新光社）刊行のものを使用）は 例言に、「古事記は大須本古事記（古典保存会）、伊勢本古事記、古事記傳、難古事記傳、古事記裏書（古典保存会）、古事記燈、古事記傳追継考附録、古事記頭書、古史成文等を参照しました」とあり、真福寺本を始めに記してはいるが、底本の記載はない。

(22) 古事記学会編『古事記研究文献目録 単行書篇』国書刊行会 平成四年。

(23) この時期、その刊行理由を、「古事記は日本国民の聖典であることは、申すまでもありません。国民の誰彼もが、一人も残らず古事記の示す精神を完全に体得し、立派な日本人となること、時局下国民の緊要な義務の一つです。私はそこで、先ずかうした目的に添ふために、古事記の上巻を取り上げて、それを中心として申し上げます（永田永宜著『古事記の話』駿々堂 昭和十九年）とするような、戦時体制強化を目的とする古事記関連書冊が、底本を訂正古訓古事記と明示しているのが示唆的である（他に、「國民がこの、惟神の大道を遵奉するには、古傳説、國史の要点に通曉し、詔書、勅語、御製を日常拝誦する事が必要である」ため刊行された山本信哉監修・原正男編『日本教典』（昭和十六年 東洋経済新報社出版部）が古事記については皇典講究所本（底本は訂正古訓古事記）に基づく述べている等。

これらについては、真福寺本と宣長本文を比較検討し、宣長本文を採用した痕跡は見られないのであり、その採用理由は、単に本居宣長という名称（それが体現している尊皇的響き）に惹かれ、衝に流布していた『訂正古訓古事記』等を使用したに過ぎないということであろう。

(24) 本書は、全国文学者を打って一丸とする強力な組織として昭和十七年発足した日本文学報国会という国策団体によって刊行されたものであるが（詳細は、拙稿（注11と同）を参照のこと）、二十二頁解説では、真福寺本は、「その筆寫時代に用ゐられた異体字が多く、かつ誤字・脱文・衍字なども多く底本とするには適当でない」から捨てたとするが、訓法について、「この書刊行の趣旨に従ひ、軽率に私見を提示することを避け、結局古訓のままに従つた場合が多いのである」（三十四頁）とあるような規制が働いたとも考えられる。

(25) 解題に、何を底本とするか記載されていないが（これらの口語訳本は底本を明示することが少ない）、本文は大体において、『訂正古訓古事記』を採用しているとみられ、その中に、真福寺本の本文（根国条に「天沼琴」（『訂正古訓古事記』では「天詔琴」とあり、天皇の崩御千支を載せている（『訂正古訓古事記』では削除してある）等）を採用している箇所がみられる。